



2 半総第 1067-1 号

令和 3 年 3 月 3 日

関 係 部 課 等 長 殿

半 田 市 指 名 審 査 会 会 長

副市長 堀 寄 敬 雄

指 名 停 止 決 定 通 知 書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

整理番号 3-01348 林光土建株式会社

2 指名停止期間

令和 3 年 3 月 4 日から令和 3 年 4 月 3 日まで 1 か月間

3 指名停止理由

対象業者が、令和元年 7 月に豊橋市が発注した旧生活家庭館解体工事において、アスベストの飛散防止対策を講ずることなく施工を行ったとして、同社及び同社の現場責任者が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和 2 年 1 1 月 1 7 日付けで豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによる。

(問い合わせ先 半田市総務部総務課 契約検査担当 電話 0569-21-3111 内線 250)